

平成30年第4回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成30年10月5日 開会

平成30年10月5日 閉会

東吾妻町議会

平成30年東吾妻町議会第4回臨時会会議録目次

第1号（10月5日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	10
○議案第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	16
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	19
○閉会の宣告	22
○署名議員	23

平成30年東吾妻町議会第4回臨時会

議事日程(第1号)

平成30年10月5日(金) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 2号 訴訟の和解について
- 第 4 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第 4号 物品購入契約の締結について
- 第 6 議案第 1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	浦野政衛君	2番	高橋徳樹君
3番	里見武男君	4番	小林光一君
5番	重野能之君	6番	竹渕博行君
7番	佐藤聡一君	8番	根津光儀君
10番	山田信行君	11番	茂木恒二君
12番	金澤敏君	13番	青柳はるみ君
14番	須崎幸一君		

欠席議員(1名)

9番 樹下啓示君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君

企 画 課 長	水 出 智 明 君	地 域 政 策 課 長	浅 見 梅 雄 君
保 健 福 祉 課 長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上 下 水 道 課 長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	三 枝 仁 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	堀 込 恒 弘	議 会 事 務 局 佐 補	水 出 淳
議 会 事 務 局 佐 補	高 橋 智 恵 子		

◎議長挨拶

○議長（浦野政衛君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年第4回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

去る9月23日に開催されました第57回吾妻郡民体育祭において、玉入れが準優勝、ターゲットバードゴルフが第3位というすばらしい成績をおさめることができました。練習会から大会当日まで、多岐にわたりご協力を賜りました皆様に対し、改めて御礼を申し上げます。

また、今月1日の夜半には、台風24号が非常に強い勢力のまま本町に接近し、町としても事前に自主避難所の開設などのご対応をいただきましたが、幸いにして大きな被害もなく安堵いたしております。

全国各地ではお亡くなりになられた方々や被害に遭われた方々もいらっしゃいます。ここに、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、本臨時会には、平成30年度一般会計補正予算案や、その他議案3件が付されておりますので、議員各位には十分にご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶といたします。

なお、樹下啓示議員からは眼科診察のため欠席届が提出されておりますので、申し添えます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰り際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（浦野政衛君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成30年第4回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

実りの秋を迎えまして、議員各位には、公私ともにご多忙にもかかわらず、ご出席を賜り、御礼を申し上げます。

さて、ことし上陸いたしました台風は、今週の台風24号が5個目で、2014年度以降5年連続で平年を上回る上陸数になっておるそうであります。非常に強い台風の2個の上陸は、記録が残る1977年以降の上陸は初めてだということであります。

今回の台風で、東吾妻町として初めての自主避難所を中央公民館に設置をいたしました。避難者は5人の方で、開設時間は30日午後7時から1日の午前7時半でございました。避難をした方は、総務課の職員を含め皆さんと過ごされ、安心したようでありました。今後も自主避難所の設置につきましては、なるべく早目の設置を行っていきたいと考えております。また、今週末も非常に強い台風25号が北上しておりまして、早目の警戒を行いたいと考えております。

さて、本日の臨時会では、平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）その他で、訴訟の和解について、工事請負契約の締結について及び物品購入契約の締結についてを提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては別に説明をさせていただきますが、慎重審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。開会の挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（浦野政衛君） ただいまより平成30年第4回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

◎議事日程の報告

- 議長（浦野政衛君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（浦野政衛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により8番、根津光儀議員、10番、山田信行議員、11番、茂木恒二議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（浦野政衛君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（浦野政衛君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

- 議長（浦野政衛君） 日程第3、議案第2号 訴訟の和解についてを議題といたします。
提案理由の説明を願います。
町長。
(町長 中澤恒喜君 登壇)
- 町長（中澤恒喜君） 議案第2号 訴訟の和解について、提案理由の説明を申し上げます。
旧国民宿舎様名吾妻荘における指定管理者からの施設使用納付金の支払いを求める訴えは前橋地方裁判所において、現在、公判中でございます。本件、民事訴訟の終結を司法判断に委ねるに当たり、訴訟上の和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定によ

り、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） それでは、議案第2号 訴訟の和解について、補足説明を申し上げます。

旧国民宿舎榛名吾妻荘の施設使用納付金につきましては、当時の指定管理者に対し再三にわたり請求してきたところですが、納めてもらえず、昨年12月定例会において訴えの提起をご議決いただき、裁判による回収に努めてまいりました。なお、昨年12月定例会でご議決いただいた訴えの提起議案については参考資料として添付いたしました。ご確認をお願いします。

また、経過につきましては、9月定例会の議員全員協議会でおつなぎをさせていただいたところですが、その後、前橋地方裁判所より和解勧告がなされました。その内容は、議案書に記載のとおりでございます。

1つとして、被告は原告に対し、本件解決金として750万円を支払う。2つ目として、上記(1)の解決金の支払い期限は、次回の公判、平成30年10月24日に予定されておりますが、そこで和解が成立の場合は同年11月末日とする。3つ目といたしまして、原告と被告の間には、本件に関し、和解解決条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことをお互いに確認する、こういった内容でございます。

これまで5回の公判、口頭弁論を経て、前橋地方裁判所からの職権による和解勧告であること及び原告と被告の間の問題が早期に解決することを勘案し、先ほど触れました内容で和解をしたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

ここで、質疑を行います。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 750万円ということで和解をするということですが、裁判所のほうから和解勧告の金額の、この750万円の根拠か何かを示されているならお知らせいただきたいのと、相手方が、この後ろの遂行の方針の中で、「支払う旨の申し入れがあり、かつ、その

履行が見込まれる場合は、和解するものとする」というこの辺の理由は、この750万円に対しての話なのかどうかお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 第5回の公判が終わったところで、裁判所のほうから和解の提案がございまして、そのときに約7割でいかがかということでございまして、根拠といたしましては特にございません。これまでのその公判等経過する中で、7割相当750万円になるわけなんですけれども、それでいかがかというようなことで勧告がなされております。

それと、750万円に対して申し入れとございますが、これにつきましては、10月24日に次回の公判がございまして、その中で和解が成立の場合は750万円で決着をするというようなことございまして、弁護士さんにお伺いしますと、この件については相手方の弁護士さんのほうも内諾をいただいているような話をいただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） ということは、まず70%というのが通常の裁判所の勧告の通り相場というのかな、のような形での勧告が通常だということで理解すればよろしいということですね。

それと、さっきの話の相手方も、この弁護士さんのほうが了解をとれるということであれば、このまま和解へ進むということで理解すれば、この金額に対して、即、次の公判で和解が成立するという流れができるということで理解すればよろしいんでしょうか。その辺をもう一回聞かせてください。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 本件の7割につきましては、これまでのお互いの主張と公判の中で7割というものに落ち着いたんだと思います。といいますのは、7割ですので、町の主張が半面、認められたのかなということで考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

（発言する者あり）

○地域政策課長（浅見梅雄君） 失礼いたしました。町のほうでこの条項でご議決いただければ、これで和解が成立する見通しになっております。よろしくお願いたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかに。

6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ただいまの答弁をいただきますと、これで議決して、議会と町とすると、750万円ということが確定して、それに基づいて入ってくる。今回、予算が絡むことなので、仮に750万円と確定をしても、そこで入ってくるかどうかということは100%ではないような気がするんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 今、弁護士さんのほうから伝えられているのは、この和解の場合については、まず弁護士事務所のほうに、町のほうは田中弁護士事務所をお願いしているんですけども、そちらの事務所のほうにまず納められるということでございます。それから、町のほうにその解決金が入ってくると、そういった段取りになるということを伺っております。よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 竹渕委員、よろしいですか。

○6番（竹渕博行君） いいです。

（発言する者あり）

○地域政策課長（浅見梅雄君） 失礼しました。750万円につきましては、これまでの経過ですと向こうも内諾いただいているということで、納めていただくということになっておりますので、その辺については先ほどの解決金を事務所のほうに納めて、そこから町のほうに納めていただくというような経過となるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 言っていることはわからなくはないんですけども、本件の750万円というものについては、当然、議会で議決するというような流れになってくるんだと思うんですが、実際に入ってくるかどうかというのが本当に100%わからない状態の中で、今回、この定例会においてこの補正が出ているものですから、その辺が私とするとどうなのかなというふうにちょっと考えているので、弁護士、弁護士というんだけれども、ちょっとその辺がよくわからないので。

この訴訟についてはわかるんです、よく。だけど、この750万円を払っていただくのを前提に、一番最後になります。補正が出ているものですから、その辺が本当に担保できるのかどうかというのがちょっと理解できないので、この臨時会で提出する必要があったのかどうか、その辺をちょっと説明していただければありがたいというふうに思いますけれども。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 解決金といたしまして、これで和解としたいということでございますので、それについては、収入を見込むという意味で、今回、補正予算を計上させていただきますところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかに。

10番、山田議員。

○10番（山田信行君） 和解ということなので、恐らく間違いなく期日までにはお支払いをいただけるというふうに思いますけれども、いろいろお世話になりました田中弁護士さん、これに関しての諸費用というのは当然かかると思うんですけれども、裁判費用というのは750万円から出るということでよろしいか、また、750万円のうち、幾ら田中弁護士にお支払いになるか、それだけちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 訴訟の和解金につきましては、回収が見込まれる750万円については歳入のほうで計上させていただきました。今回の場合につきましては、当初1,077万9,000円ということで裁判以前は見込んでいたわけなんですけれども、それがこの和解によりまして750万円ということでございます。

それで、第1号議案に触れるところなんですけれども、これに伴いまして、田中法律事務所の方へ成功報酬としまして解決金750万円のうちの1割と、それにかかわる消費税分、それが今後かかる費用でございます。それについては歳出のほうで、今補正予算のほうで追加のお願いをさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第4、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 工事請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

この工事請負契約は、川戸地内にあります町民体育館の改修に関するものであります。9月21日に執行された条件つき一般競争入札の結果、宮崎工務店株式会社が4,960万円で落札し、契約金額は税込み5,356万8,000円で仮契約を締結しております。工期は平成31年2月28日までを予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） お世話になります。

議案第3号の説明を申し上げますが、まず最初に、資料の訂正をお願いしたいと思います。

議案第3号の表紙になりますが、契約金額5,378万4,000円とございますが、申しわけありません、これは5,356万8,000円に訂正をいただきたいと思います。うち消費税も418万4,000円とございますが、396万8,000円と訂正をいただきたいと思います。申しわけございません。

それでは、議案の詳細説明に移らせていただきます。

今回、願する工事請負契約の締結は、町民体育館改修工事でございますが、概要を添付資料にて説明させていただきます。

図面については、A3判横が3枚ございます。1階の平面図をごらんください。

1階の平面図、建築面積が2,236.42平方メートル、床面積が2,141.34平方メートルでございます。この図面の斜線の部分が改修部分になります。

図面右下の玄関を入りまして管理事務室がございまして、隣接の職員トイレや湯沸かし室の壁を撤去いたしまして事務室を広げる予定です。現在の医務室には流しを設けます。図面の下側が会議室、トイレ、シャワー室の改修になります。会議室、ミーティングルームとありますが、主に照明の交換や空調の設置、更衣室は照明の交換や壁の塗りかえ、空調の設置を行います。シャワー室は照明の交換や壁の塗りかえのほかに、床面の塗りかえ、シャワーの間の仕切りの交換などを予定しております。

建物の外側につきましては、土間コンクリートの改修や西側外階段の撤去、新設などを予定しております。

次に、2階の平面図をごらんいただきたいと思います。

こちらにも斜線部分が改修予定箇所になります。

図面上側に器具庫とありますが、こちらは現在、健康増進センターの器具が設置され、利用者に使用いただいておりますが、間仕切り壁の撤去、窓のサッシ改修、空調設置などを行います。下側の健康体力相談室は、空調の設置を予定しております。トイレ関係は便器の交換を予定しております。

次に、図面3枚目の屋根の伏図になりますが、ちょっとわかりづらい図面で申しわけありませんが、図面の右下側になります。破線で囲んでありますが、妻壁・笠木、栈木部のシーリングなどを行う予定です。

また、今回添付した図面には記載してありませんが、防犯カメラを新設する予定です。

以上で、改修工事の主な点を説明させていただきました。工期につきましては、議決をいただいた日から来年2月28日までを予定しております。工事については、できるだけ体育館及び健康増進センターの利用者への支障が出ないように、請負業者などと連絡をとりながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

ここで、質疑を行います。

8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） 1枚目の図面について、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、先ほどのご説明の中で、医務室は湯沸かし室にするというようなご説明がありましたが、そうすると、現在あるこの医務室、あるいはそれにかわるような機能というようなことはどういうふうにご考えておるのでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 先ほど、医務室は流しをつける予定でございますが、管理事務室が広がります。ここに空調設置をいたします。また、ミーティングルーム等にも空調を設置いたしますので、そちらのほうである程度、医務室的な対応ができるかなというふうにご考えております。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） わかりました。ただ、そうすると、管理室等に一時的にその機能を賄わせるとすると、例えば、患者のスムーズな運び込み、あるいは救急車が来たときの出入りというようなことを考えなければいけないと思いますけれども、その辺は大丈夫ですか。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 患者というふうなお話なんですけれども、けがをされたりとか、一番考えられるのは気分が悪くなるというんですか、熱中症ですとか、そういったことで休むのであれば間仕切り程度で対応できるのかなと思いますが、かなり重症ということであれば、一時的に事務室等で目隠しのパーテーションを設けて、簡易ベッドがございますのでそちらのほうに休んでもらって、救急車が来た時点で搬出するようなことを考えております。

○議長（浦野政衛君） 8番、根津議員。

○8番（根津光儀君） そうすると、出入り口の、何ていうんですか、広さというのは十分にとってあるということよろしいですか。例えば、ストレッチャーをすんなり運び込むとかということは配慮されていますか。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） ちょっと、ストレッチャーの搬入搬出までは、ちょっと図面を確認していないので申し上げられないのですが、そういった事態には対応できるように事務室のほうも広げて、そこで人が見られるような形にご考えております。今の医務室ですと事務室から離れておりますので、ちょっと見ていただけないというか、そういうこともあると思うの

で、その辺では新しいほうが対応はできるかと思います。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかに。

6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 2点ほど確認させてください。

まず、非常に大きな改修工事ということで、今、3枚図面があるんですけども、1つはこれを委員会におつなぎいただいたのかどうか。ちょっと私も覚えがないので確認させていただきたいのが1つ。

また、契約方法なんですけれども、条件つきと書いてあります。この条件つきというものは、どこを指しているのか、どういう内容なのか、この2点をちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） まず、この改修については、各定例会等の委員会の中で町民体育館の改修についてのお話は申し上げましたが、こういった細かい図面まではお示しはしていません。

また、条件つき一般競争入札なんですけど、郡内に本店を置きまして、建築工事総合評定値600点以上で2級建築施工管理技士の建築の資格を有するもので、条件つき一般競争入札ということで執行させていただきました。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） ありがとうございます。条件つき、郡内ということだということですよ。

それと、委員会で改修工事をやるということは、私も文教のほうに所属していますので聞いておりましたけれども、こういうような細かいといえは細かいかもしれませんが、これだけもうアリーナを除く全部ですよ。そういったところの委員会にきちっとやっぱり説明をされて、今後。そうでないと、やはり先ほども同僚議員が同じ文教の委員なんです、そういったところがこういった本会議において質問をするようなことになってしまいますので、ぜひ、こういったことは、今後、委員会にもおつなぎいただいて、進めていただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 回答は。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） お話しの部分については、今後、十分留意していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（浦野政衛君） ほかにございませぬか。

11番、茂木議員。

○11番（茂木恒二君） 今回の金額で体育館を改修するわけなんですけれども、体育館自体がもう大分年数がたっていると思うんですけれども、町民体育館をこれから公共施設の老朽化対応というのがいろいろ出てくるわけなんですけれども、体育館に限って対応年数は何年ぐらいというふうに想定したということはあるですか。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） ちょっと、申しわけありません。対応年数ということまでは、ちょっと私、承知してないんですが、建築年は、ちょうど私が役場に入った年で、昭和57年に建築ということなんです。

○議長（浦野政衛君） 11番、茂木議員。

○11番（茂木恒二君） 57年ということは、37年ぐらいたっているんですかね、36年ぐらいですか。そうすると、ほかの公共施設もそうなんですけれども、だんだん年数がたつにしたがって改修が必要になってくるということで、老朽化との追いかけてこみみたいな形になると。

ですから、一つの例として、やはり今回みたいな大きな金額の改修をする場合には、例えば対応年数40年、あるいは50年と想定する中で金額というのもある程度、あるいは改修の規模というのも決まってくると思いますけれども、今回はこれとして、ある程度、建物というのは必ず対応年数というのが来るので、そういうことも勘案しながらやっぱり改修、改築というのを考えていくべきだろうなというのが私の考えなんですけれども、その点で、もしあれだったらお願いします。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 公共施設全体に言えることだと思いますが、その点はたしかそういった計画も町のほうではつくっておりますので、その辺を考慮しながら進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかにございませぬか。

3番、里見議員。

○3番（里見武男君） 体育館の西側のドアの階段の縁石撤去、外階段撤去とあるんですが、この辺は、もし外階段をとった場合、非常口になっていないのかどうか。また、外階段をとると1メートルぐらいの結構な段差があると思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。避難口になっているのかどうか、それを確認したいのですが。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 申しわけありません。図面ではちょっと全部書き切れないものだから、撤去とあるんですが、私の説明の中では申し上げたつもりでいるんですが、撤去と新設です。コンクリートの階段が古くて浮き上がった状態でありますので、撤去して新しいのをつけるということになります。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

○3番（里見武男君） はい。わかりました。

○議長（浦野政衛君） ほかに。

7番、佐藤議員。

○7番（佐藤聡一君） 議運の中ではちょっと話が出ていたんですが、今回こういう改修をしています、2月28日完工という中で、今までのトレーニングセンターとか健康増進センターがこっちへ移動してきて、それで使用時間が、今、短いというような話が出ているという中で、議運の中で4月から正式オープンだというような話になっているんですけども、その辺の、もう一回スケジュールを確認したいんですが、よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） この工事請負契約の締結についての内容に質問をお願いしたいと思うんですが、当然、過日の議会運営委員会の中でも利用時間が早く終わるのではないかというようなことで、新年度から夜の時間も営業を長くするというふうな議運の中でも話が出ましたので、今回のこの議案の中の内容についての質問をお願いしたいと思うんですけども、よろしいですか。

○7番（佐藤聡一君） いいです。

○議長（浦野政衛君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第5、議案第4号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 物品購入契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、健康増進センタートレーニング機器購入についてご議決を願うものでございます。

健康増進センターは、現在、町民体育館の2階において仮施設として運営しておりますが、器具の更新をさせていただきます。

この物品購入契約は9月21日に執行された指名競争入札の結果、株式会社ナカムラが880万円で落札し、仮契約を締結しております。契約金額は税込み950万4,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） それでは、議案第4号の詳細説明を申し上げます。

今回お願いする物品購入契約の締結、健康増進センタートレーニング機器購入でございますが、資料により説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1枚添付されております。

既存の製品と設置日で、後継品の表示がございます。また、裏面のほうには、備品の説明というんですか、一番こういったものがわかりやすいかなと思いますので、写真の資料になります。

それぞれ使用期間が経過し、部品の供給も困難になり、利用者に安全にお使いいただくためにも、今回、更新させていただきます。なお、納期は来年の3月29日までを予定しております。物品の搬入、設置については、体育館改修業者とも連絡をとりながら進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

ここで、質疑を行います。

6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 1つは、古くなったトレーニングの機器、これは廃棄というようなことを聞いておるんですけども、町民にとってみれば、こういったものを欲しいという人も中にはいるのかなんていう気がしております。というのは、トレーニングに使うか使わないかはわからないけれども、こういったものを何か使用して何かをつくりたいとか、例えばなんですけども。

ですから、行政が保証するものじゃないんですけども、こういった機器の払い下げということは考えているのか、考えていないということですよ、廃棄ですから。考える必要があるんじゃないかなということ、ちょっと1つです。

もう一つが指名競争入札ということで、開いたページに7社、今回指名をしているわけがありますけれども、先ほど建設の関係で、当然、条件つきの中で吾妻郡内の業社を拾っているわけですよ。今回もこれを見ると、吾妻郡内でいいますと4社入っているんです。そのうち、2社は辞退していますけれども、その2社とも、これを見る限りですけども、予定価格を下回っていると。ある意味、ご努力は十分しているというふうに、これを見る限りでは拝察できるわけですよ。

そういった中で、私も9月の定例会でも質問していますけれども、できれば、全く公共事業と物品も同じというふうに私は考えていますので、なぜ前橋とか沼田の業者を入れなくち

やいけないのか、いろいろ事務方の処理上、またはいろいろあろうかと思えますけれども、今後、十分精査していただいて、例えば十分4社あれば可能なのかなというふうには私は考えますので、ぜひ、今回特にこれが違法だとかそういったものではございませんし、きちっとした入札をされて、入札結果が出ているというふうには思っておりますけれども、今後ぜひ、せめて吾妻郡内とか、そういったような形で入札されるべきというふうには私は考えていますので、その辺の所感を教育課長のほうからご答弁いただければ、または町長からご答弁いただければありがたいというふうに思いますが。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） まず、最初に、廃棄ですとか再利用といったお話をされたと思うんですが、それについては、今後の器具の更新時について参考にさせていただきたいと思いますが、こういった機械が大体200キロぐらいの重さがあるらしいです。あとは、今回はないんですが、ランニングマシンなどは家庭用もあるようなんですが、こちらのほうへ導入しているのは皆200ボルトの電源を使っている機械になりますので、ちょっと一般家庭の方がこういうふうにするというのはいろいろな問題をクリアしなくちゃならないかなというふうに、ちょっと考えていますが、今後の参考にさせていただきたいと思います。

また、指名業社につきましては、お話の点は十分留意して、今後、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

町長、お願いできますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましても、課長答弁のとおり、私も考えております。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

○6番（竹渕博行君） はい。

○議長（浦野政衛君） 6番、竹渕議員。

○6番（竹渕博行君） 課長、ありがとうございます。

たしかに、200ボルトだとか、そういった商業用ベースでの特殊な機械なんだと思いますけれども、やっぱり税金で購入していますので、仮にこういったものが払い下げというんですか、そういったものをとりあえずされて、希望がなければないでいいんだと思うんですが、仮に希望がある場合もやっぱりあるんだと思うので、その辺もぜひ、今後で結構ですけども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 今後、十分参考にさせていただきます。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

○6番（竹淵博行君） はい。

○議長（浦野政衛君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第6、議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに81万円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億6,316万3,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、施設使用納付金請求事件の和解に伴うもの及び債務負担行為の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

平成30年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ81万円を追加するものでございます。第2条は、債務負担行為の補正になります。

2ページをお願いいたします。

下のほうの欄になりますが、第2表につきまして債務負担行為の補正でございます。今回は債務負担行為の追加になります。新庁舎におけます複合機のリース、これを1月から5年契約ということをするに伴いまして、年度をまたぎますので、来年度から5年間で1,300万円を限度として債務負担行為をするものでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

最後のページになります。

歳入ですが、10款1項地方交付税につきまして、普通地方交付税を408万9,000円追加するものでございます。

次に、20款4項4目指定管理者等雑入でございますが、当初の納付金1,077万9,000円から和解によりまして750万円ということでございますので、327万9,000円を減額するというものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

歳出につきましては、地域政策課長のほうからご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

歳出予算の補正説明をいたします。

2款8項1目岩櫃ふれあいの郷総務費81万円の訴訟委託料の追加のお願いでございます。

これは、先ほどの議案でも触れましたが、訴訟の和解により、回収が見込まれる750万円の1割相当に消費税を加えた額81万円を田中法律事務所へ成功報酬としてお支払いするため、訴訟委託料の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

ここで、質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（浦野政衛君） これをもって本日の会議を閉じ、平成30年第4回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前10時52分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 浦野政衛

署名議員 根津光儀

署名議員 山田信行

署名議員 茂木恒二